

共通経費の配賦とは？

今回は、『共通経費の配賦』について概説する。

(ポイント)

- 共通経費とは？
- 配賦基準
- 直接費と共通費

1. 共通経費とは？

法人において発生した費用は、以下のように事業費と管理費に分類されます。

- 事業費：法人の事業の目的のために要する費用
- 管理費：法人の事業を管理するため、毎事業年度、経常的に要する費用

管理費の例として、総会・評議員会・理事会などの開催運営費、理事・評議員・監事への報酬、会計監査人への監査報酬、各種登記費用などが挙げられます。

共通経費とは、上記の事業費や管理費のいずれにも共通して発生する費用であり、理事報酬、福利厚生費、地代、家賃、事務用消耗品費、建物減価償却費などが挙げられます。これらの共通経費は、適正な配賦基準により、事業費と管理費に按分する必要があります。

2. 配賦基準

共通経費の配賦基準については、従事割合、建物面積比、使用割合などが考えられますが、これ以外にも過去の活動実績や関連費用のデータなどから、法人において合理的と考えられる程度の配賦割合が決定できるであれば、当該割合を配賦基準として適用することも可能です。

3. 直接費と共通費

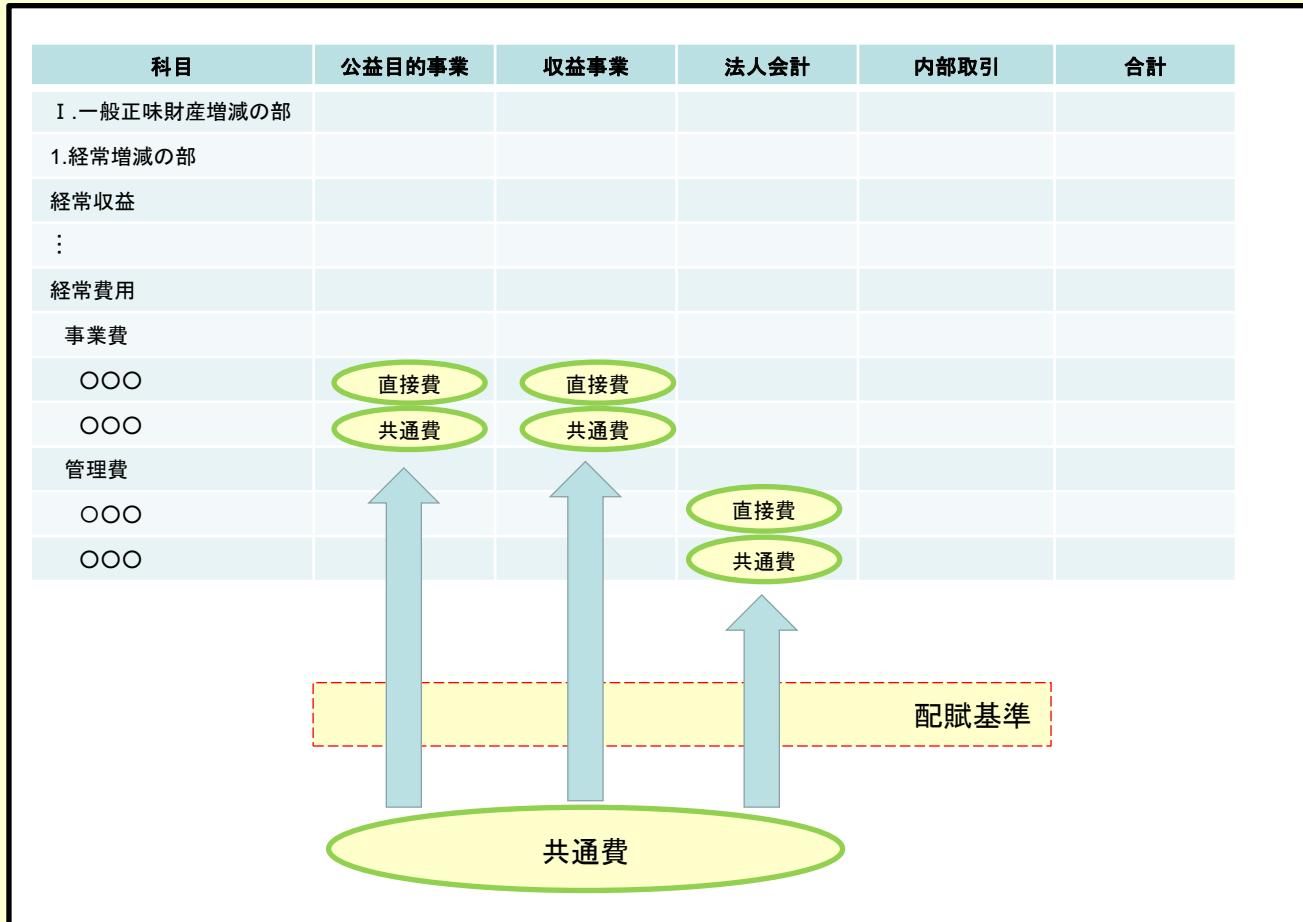
法人において発生した費用は、直接費と共通費に分類することができます。直接費とは各事業または管理部門の費用として直接的に（明らかに）発生した費用をいい、共通費とは各事業または管理部門の費用として直接的に発生せず、共通的に発生する費用をいいます。

（裏面に続く）



共通経費の配賦とは？

共通経費の配賦イメージ



(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ：社団・財団法人の実務家のひとこと

<法定調書のe-Tax等による提出義務化>

2020年12月31日以前では法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が「1,000枚以上」であるものについては、e-Tax又はCD・DVDなどの光ディスク等による提出が必要であったが、2021年1月1日以後は法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が「100枚以上」であるものについては、e-Tax又はCD・DVDなどの光ディスク等による提出が必要となり、基準となる前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が引き下げられた。

e-Taxにより提出する場合、事前に利用者識別番号の取得や電子証明書の取得など、利用にあたっては事前の準備が必要となる。また、e-Taxに代えてCDやDVDなど光ディスク等で提出する場合には、あらかじめ「支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書(兼)支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書」を所轄の税務署に提出し、税務署長の承認を受ける必要があるため、ご注意いただきたい。

また、今後基準となる前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が廃止されることも想定されるため、現状法定調書のe-Tax等による提出義務がない法人についても早めの対応をご検討いただきたい。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。